

茨城県報

昭和三十四年三月二十七日
第四千三百五十五号

目次

規則

○茨城県水利使用料徴収規則の一部改正	ページ
○茨城県家畜伝染病予防法施行細則の一部改正	一
○茨城県家畜伝染病まん延防止規則の一部改正	四

告示

○道路の位置の指定	四
○豚コレラ予防対策基本要綱	五
○湖来水害予防組合の管理者の指定	五
○土地改良事業関係書類の縦覧	五
○土地改良事業の認可	五
○家畜伝染病の発生並びに転帰	五
○道路の位置の指定	六
○臨時射撃場の指定	六

公告

○土地改良区役員の就退任	六
○風俗営業業者の行政処分に関する聴聞	六

規

則

茨城県規則第十二号

茨城県水利使用料徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。
昭和三十四年三月二十七日

茨城県知事 友 木 洋 治

茨城県水利使用料徴収規則の一部を改正する規則

茨城県水利使用料徴収規則（昭和三十二年茨城県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第三号を次のように改める。

一 発電の原動力の用に供するもの

イ 常時理論水力一キロワットにつき 年額 四百八十円

ロ 最大理論水力と常時理論水力との差一キロワットにつき 年額 二百四十円

三 水車の用に供するもの

イ 常時理論水力一キロワットにつき 年額 四百八十二円

ロ 最大理論水力と常時理論水力との差一キロワットにつき 年額 二百四十一円

第三条ただし書中「理論馬力」を「理論水力」に改める。

第七条中「二千円以下の罰金又は料料」を「二千円以下の過料」に改める。

付則

この規則は、公布の日から施行する。ただし第二条及び第三条の改正規定は、昭和三十四年一月一日から適用する。

茨城県規則第十三号

茨城県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
昭和三十四年三月二十七日

茨城県知事 友 木 洋 治

茨城県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

茨城県家畜伝染病予防法施行細則（昭和二十八年茨城県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（移動のための証明書等の交付）」に改める。

第二条第一項及び第三項並びに第五条ただし書中「法第五条第一項の健康証明書」を「法第五条第一項本文の移動のための証明書」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

（検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の表示）

第五条の二 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。以下「規則」という。）第十三条の表に定めるその他の家畜の種類及び箇所並びに当該標識の種類及び様式は次の表のとおりとする。

その他の家畜の種類	箇所	標識の種類及び様式
豚コレラ予防注射を行った豚	耳	耳標 様式第五号の三

第八条中「家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。以下「規則」という。）を「規則」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第二号の一から様式第二号の四までを次のように改める。

様式第2号の1

移動のための牛（馬）の証明書交付申請書			
茨城県知事	殿	年 月 日	
所有者（管理者）住所	氏 名	㊦	
家畜伝染病予防法第5条第1項本文の規定により移動のための牛（馬）の証明書の交付を受けたく下記のとおり申請します。			

記

毛色	生	年 齢	特 徴
移動先地名			
送地地名	駅名	到着地港	経路
移出年月日			
検査の有無	ブルセラ病	結核病	馬伝染性貧血

様式第2号の2

移動のための豚の証明書交付申請書									
茨城県知事 殿 年 月 日									
所有者（管理者）住所 氏 名 ㊦									
家畜伝染病予防法第5条第1項本文の規定により移動のための豚の証明書の交付を受けたく、下記のとおり申請します。									
記									
豚の区分	頭数	毛色	性	備考					
成豚									
子豚									
移動先地名									
送地地名	駅名	到着地港	駅名	経路					
移出年月日			豚コレラ予防注射の有無						

様式第2号の3

と畜場直行証明書交付申請書

茨城県知事 殿 年 月 日
所有者（管理者）住所 氏 名 ㊦

家畜伝染病予防法第5条第1項第2号の規定によりと畜場直行証明書の交付を受けたく、下記のとおり申請します。

記

家畜の種類	頭数	性	耳標の有無
發送地 駅名	到着地 駅名	経路	
と畜場所在地及び ひと畜場			
移出年月日			

備考 耳標の有無欄は、豚についてのみ記載すること。
耳標のない場合はそのことを証する書類を添付すること。

様式第2号の4

家畜の移動許可書交付申請書

茨城県知事 殿 年 月 日
所有者（管理者）住所 氏 名 ㊦

家畜伝染病予防法第5条第1項第3号の規定により家畜の移動許可書の交付を受けたく、下記のとおり申請します。

記

移動家畜の種類	許可申請の理由
移動家畜の種類	
移動先地名	
發送地 駅名	到着地 駅名
移出年月日	経路

※式第3号を次のように記入する。

様式第3号

1 年 月分県外移出家畜証明書交付成績

何々家畜保健衛生所

区分	発行枚数				摘要
	牛	馬	豚	移出家畜数	
移動のための書証と畜場直行書許可書					

2 年 月分県外移出家畜区分別一覧

何々家畜保健衛生所

移動と、計の区分	発行番号	発行日	家畜の種類	頭数	検査成績	検査場所	移出先	摘要

3 年 月分証明書受払報告

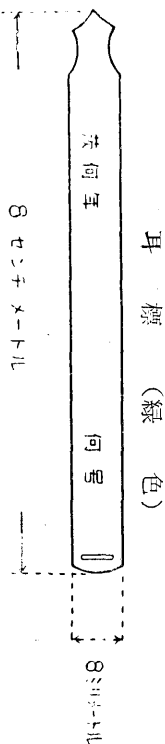
何々家畜保健衛生所

区分	家畜の種類	頭初在数	交付数	残数	摘	要
移動のための証明書	牛馬					
証明と畜場直書	豚					
許可書						

備考 1 頭初在数は毎月1日現在の在庫枚数とする。

2 その月間中の受入枚数は頭初在数に加算する。

様式第5号の3



様式第八号を次のように改める。

様式第8号

移動のための証明書発行一覽表

何々家畜保健衛生所

発行者氏名	家畜の種類	主たる地	特殊検査の有無	摘	要
	牛馬豚				

茨城県規則第十四号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則の一部を改正する規則を次のように定める。
昭和三十四年三月二十七日

茨城県知事 友 末 洋 治

茨城県家畜伝染病まん延防止規則の一部を改正する規則

茨城県家畜伝染病まん延防止規則（昭和二十七年茨城県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。
第七条に次の一項を加える。

2 何人も、知事が指定する家畜を、知事が指定する期間は、と殺の目的でと畜場に移動させてはならない。ただし、特別の事情があると知事が認めた場合は、この限りでない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

和 示

茨城県告示第二百四十号

建築基準法第四十二条第一項第五号の道路を左記のとおり指定した。

昭和三十四年三月二十七日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

指 定 年 月 日 昭和三十四年三月二十七日
指 定 の 位 置 日立市助川町六八四番地
道路の中員及び長さ 幅員 四メートル
延長 二十メートル

茨城県告示第二百四十一号

豚コレラ予防対策基本要綱を次のように定める。

昭和三十四年三月二十七日

茨城県知事 友 末 洋 治

豚コレラ予防対策基本要綱

一 目的

昭和三十三年度における豚コレラの未曾有の大流行は、養豚農家に甚大な損害を与え、発展途上にある本県養豚界に大きなつまずきをきたし、さらにこれが病毒常在化のおそれがあるので予防注射の完全実施とあわせて恒久的総合対策を講じ、もつて養豚経営の健全化を図らんとするものである。

二 対策

1 予防注射

予防注射は原則として、家畜伝染病予防法第六条又は第三十条の規定を適用し、県内飼養豚のすべてについて実施する。

2 獣医技術者の整備及び活用

予防注射を効率的に実施し、高度技術の活用により、病畜の早期摘発を図るため、必要な人員を整備するとともに、民間獣医師の協力態勢を確立する。

3 自衛組織の育成強化

市町村に対し本病予防のための協力態勢の強化を勧奨する。

4 と畜場の整備

と畜場施設の整備拡充を図り本病のまん延防止に努める。

5 衛生思想の普及

本病予防の重要性を認識させ、予防知識の普及徹底を図る。

茨城県告示第二百四十二号

水害予防組合法第三十三条の規定により左記の者を昭和三十四年三月十六日汐来水害予防組合の管理者に指定した。

昭和三十四年三月二十七日

茨城県知事 友 末 洋 治

行方郡汐来町長 沢 田 博

茨城県告示第二百四十三号

昭和三十三年十二月二十日付北茨城市関本町関本上、小松守男ほか二十八名から申請のあつた里根川土地改良区の設立は適当と決定したので、土地改良法第八条第四項の規定によつて関係書類を左記のとおり縦覧に供する。

昭和三十四年三月二十七日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

一 縦覧に供する書類

1 里根川土地改良区定款 写

2 // 事業計画書

二 縦覧の期間

昭和三十四年三月三十日から四月十九日まで 二十一日間

三 縦覧の場所

北茨城市役所

茨城県告示第二百四十四号

昭和三十三年十二月五日付行方郡汐来町大字大賀に事務所をおく大賀土地改良区から申請のあつた土地改良事業は昭和三十四年三月二十四日認可したから土地改良法第四十八条第五項の規定によつて公告する。

昭和三十四年三月二十七日

茨城県知事 友 末 洋 治

茨城県告示第二百四十五号

家畜伝染病が次のとおり発生並びに転帰した。

昭和三十四年三月二十七日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

病名	家畜の種類	発生頭数	発生月日	転帰月日	発生場所
結核病	牛	二	昭和三十四年三月二十七日	昭和三十四年三月二十四日	新治郡八郷町

累計 二頭

茨城県告示第二百四十六号

建築基準法第四十二条第一項第五号の道路を左記のとおり指定した。

昭和三十四年三月二十七日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

指定年月日 昭和三十四年三月 日
指定の位置 水戸市袴塚町二、五八一
道路の巾員及び長さ 幅員 四メートル
延長 四〇・九メートル

公安委員会

茨城県公安委員会告示第八号

銃砲刀剣類等所持取締法第十条第二項第三号の規定に基づき次の射撃場を指定する。

昭和三十四年三月二十七日

茨城県公安委員会

委員長 宮崎 慶一郎

- 一 射撃場の名称 第四回江戸崎臨時射撃場
- 二 射撃場の所在地 稲敷郡江戸崎町江戸崎字伊勢の台二、五九五
- 三 射撃場の種別 臨時射撃場
- 四 指定の期間 昭和三十四年四月十二日

ただし雨天の場合は同月十九日



◎土地改良区役員の退任

猿島郡境町長井戸沼土地改良区から左記のとおり役員が退任した旨届出があったから土地改良法第十八条第十一項の規定によつて公告する。

昭和三十四年三月二十七日

猿島土地改良事務所長 照 沼 正 元

記

一 退任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡境町猿山一六〇	理 事	関 七三郎	三月十九日辞職
// 横塚 六三	監 事	中島 茂	一月十日

◎風俗営業者の行政処分に関する聴聞

風俗営業取締法第五条の規定により風俗営業者の行政処分に関する聴聞を次のとおり行います。

昭和三十四年三月二十七日

茨城県公安委員会

委員長 宮崎 慶一郎

- 一 聴聞期日 昭和三十四年四月八日
- 一 聴聞場所 茨城県警察本部

雜報

◎市町村長の当選

三月二十日鹿島郡旭村長の選挙を行なった結果、次の者が当選した。

川 澄 栄

三月二十日行方郡麻生町長の選挙を行なった結果、次の者が当選した。

高 野 勝

三月二十日東茨城郡茨城町長の選挙を行なった結果、次の者が当選した。

雨 谷 俊 夫

三月二十一日東茨城郡桂村長の選挙を行なった結果、次の者が当選した。

高 須 鴻 三

◀ 県政の総覧 県民の六法 ▶

≡ 茨 城 県 報 ≡

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民政等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等はいずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県では実費でこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は、送料とも一ヶ月百円であります。

毎週月・水・金曜日発行（緊急事項は号外発行）
（休日の場合は繰下ぐ）

（金、郵送料共一ヶ月
百円）

発行所 茨城県水戸市北三ノ丸一ノ九番地
茨城 県

印刷所 茨城県水戸市北三軒町二四番地の四
茨城 県 印刷所